

証明書等発行手数料に関する規則

制 定 昭和57年1月20日
大 学 評 議 会
最新改正 2022年6月15日
大 学 運 営 会 議

- 第1条** この規則は、証明書等の発行手数料の納入について定める。
第2条 証明書等の発行手数料の金額は、別表第1に定めるとおりとする。
第3条 納入した手数料は、返還しない。
第4条 この規則の改廃は、大学運営会議の議を経て、学長が決定する。
附 則 (略)

別表第1 (第2条関係)

種 類	手 数 料
卒 業 (見 込) 証 明 書	200円
修 了 (見 込) 証 明 書	200円
成 績 証 明 書	200円
卒 業 (見 込) ・ 成 績 証 明 書	200円
修 了 (見 込) ・ 成 績 証 明 書	200円
単 位 修 得 証 明 書	200円
在 学 証 明 書	200円
資 格 取 得 に 関 す る 証 明 書	200円
各 種 試 験 受 験 資 格 に 関 す る 証 明 書	200円
人 物 証 明 書	200円
健 康 診 断 証 明 書	200円
学 期 末 試 験 仮 受 験 許 可 証	200円
学 生 証 (再 交 付)	2,000円

(注) 卒業生及び修了生に対する証明書の発行手数料は、上表に定める手数料額の倍額とする。